

【愛知・名古屋2026大会聖火リレー】聖火ランナー同意事項

愛知・名古屋2026大会聖火ランナーにご応募いただくためには、以下の全ての項目に
ご同意いただく必要があります。

1 個人情報の取り扱いについて

・聖火ランナーの申込に際し、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会(以下、「組織委員会」という。)及び稻沢市が収集した個人情報は、組織委員会及び稻沢市がそれぞれ定める個人情報保護方針に従って取り扱わせていただきます。漏洩/滅失等をすることがないように、組織委員会及び稻沢市が、保管場所の管理、アクセス制限、持ち出しの制限、外部からの不正なアクセスの防止等、安全に管理するための措置を講じます。

また、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を遵守いたします。

※組織委員会の個人情報保護方針: <https://www.aichi-nagoya2026.org/sub/policy/>

・聖火ランナーの申込に際し、組織委員会及び稻沢市が収集した個人情報は、稻沢市が収集した個人情報については組織委員会に提供された上で第20回アジア競技大会聖火リレー及び愛知・名古屋2026大会の実施運営並びに将来のアジア競技大会の発展に関する活動のために、組織委員会の定める個人情報保護方針に従って、アジアオリンピック評議会及びアジアパラリンピック評議会に提供される場合があります。

・聖火ランナーの申込に際し、組織委員会及び稻沢市が収集した個人情報のうち、氏名・年齢・住所(国名、都道府県名、市区町村名に限る)・自薦理由推薦理由に関しては、稻沢市が収集した個人情報については組織委員会に提供された上で、愛知・名古屋2026大会聖火リレー及び愛知・名古屋2026大会の広報活動等のために、組織委員会の定める個人情報保護方針に従って、協力メディア等(新聞、雑誌、テレビ、インターネット等)の第三者及び組織委員会の業務委託先に提供される場合があります。

2 肖像権・プライバシー権等について

・組織委員会、稻沢市又はこれらの指定した者が聖火ランナーの肖像等を撮影・録音した映像・写真・音声、及び聖火ランナーの個人情報(氏名、年齢、住所、自己PR・応募動機、推薦理由。なお、住所は国・都道府県・市区町村までの情報に限ります。)は、愛知・名古屋アジア競技大会聖火リレー及び愛知名古屋アジア競技大会の実施運営並びに将来のアジア競技大会の発展に関する活動のために、組織委員会、稻沢市、アジアオリンピック評議会及びアジアパラリンピック評議会、又はこれらの指定した者が、それぞれ定める個人情報保護方針等に従って、期間及び地域の制限なく、対価を要さずに、公に公開し、または商業的もしくは非営利目的を問わず利用できるものとします。

(例えば、テレビ、新聞、雑誌、インターネット、SNSその他の有形無形を問わない媒体または将来新たな技術により開発された媒体による利用など、あらゆる利用方法を含みます。)また、聖火ランナーは、かかる利用行為等に対し、肖像権及びプライバシー権等を主張しないことに同意いただきます。

3 免責事項等

・走行日当日に聖火ランナーが被った傷害または疾病、紛失及び毀損については、組織委員会及び稻沢市の故意又は重大な過失に基づく場合を除き、組織委員会及び稻沢市は一切の責任を負いません。

・走行日当日に、聖火ランナーが負傷または発病した場合には、応急処置や緊急搬送など、必要な措置を取らせていただきます。この場合、搬送先の病院に対して、聖火ランナーの診療情報の提供を求めることがあります。

4 中止・変更

・災害、荒天、事件・事故など、やむを得ない理由により、当日のリレー実施を中止または時間変更する場合がありますのでご了承ください。

5 保護者の同意

・2026年8月1日時点で、18歳未満の方は保護者の同意書が必要です。

6 健康状態について

- ・走行日当日に、聖火リレー用トーチを自身で保持し、安全に走行できる健康状態でない場合は、走行を取りやめていただく可能性があります。

7 走行当日のスケジュール確保について

- ・走行日当日は、走行時間を含み、集合から解散まで3時間程度の時間を要しますので、スケジュールの確保をお願いいたします。ランナー選考後に別途ご案内する場所での集合、解散となり、途中参加や途中解散は認められませんのでご注意ください。詳細のスケジュールについては、2026年7月下旬以降、ご連絡いたします。

8 代理出走(走行枠の他者への譲渡)について

- ・本人に代わり別の人を出走させること(代理出走)はできません。聖火ランナー当選後に、何らかの理由で走行不可となった場合、組織委員会へご連絡ください。

9 反社会的勢力への不関与について

- ・暴力団、暴力団員(又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団をはじめ、テロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体の構成員又はテロリスト等(疑いがある場合を含みます。)その他これらに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力等」といいます。)は走行することができません。
- ・反社会的勢力等を利用し、反社会的勢力等の維持・運営に関与し、又は反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有するなど反社会的勢力等と不適切な関係をもつ者は走行することができません。
- ・聖火リレーの安全確保のため、聖火ランナーの応募者に関する情報を、政府機関等に照会させていただく場合があります。

10 聖火ランナーの基本的な条件

- ・政治的・宗教的メッセージを伝えることを目的とする方は、聖火ランナーになることはできません。
- ・公職選挙法に規定する公職にある方(国會議員、地方公共団体の議員・首長)、公職の候補者や候補者となろうとする方、政党や政治団体の党首及びこれに準ずる方は、聖火ランナーになることはできません。
- ・宗教家が、宗教上の実績で評価されて聖火ランナーになることはできません。

11 SNS等での発信について

- ・聖火ランナーに決定後、聖火ランナーになったことをSNS等で発信することは可能ですが、組織委員会が聖火ランナーを対外発表するまではお控えください。
- ・聖火ランナーに決定後、聖火ランナーになったことをSNS等で発信することは可能ですが、私的な宣伝・PR行為はできません。また、聖火ランナーは政治的・宗教的メッセージを伝えることはできませんので、ご注意ください。
- ・沿道での混雑防止を目的に、各聖火ランナーの詳細な走行場所は、各ランナーの走行直前まで一般公表することを予定しておりません。聖火ランナーに決定後詳細な走行場所をSNS等で公表することはお控えください。

12 選考結果の公表について

- ・聖火ランナーの決定に伴う選考過程及び、選考結果に係る内容の公表は行いません。